令和８年度　第２回　大阪市社会福祉審議会
高齢者福祉専門分科会　保健福祉部会
会議要旨

開催日時　　令和８年９月 17 日（木）午前 10 時 00 分～12 時 00 分

開催場所　　大阪市役所屋上階　Ｐ１共通会議室

議　　題

１　次期「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」の策定について

・総論 第１章から第４章（修正案）　・・・・・資料１－１～１－２

・各論 第５章から第９章（案）　・・・・・資料２－１～２－２

報告事項

１　介護保険給付に係る費用の見込み等について　・・・・・資料３

２　介護用品支給事業の保健福祉事業への移行について　・・・・・資料４

【資料】

資料１－１　次期「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」総論（第１章～第４章）（修正案）について

資料１－２　次期「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」総論（第１章～第４章）における追加・変更箇所

資料２－１　次期「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」各論（第５章～第９章）（案）について

資料２－２　次期「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」各論（第５章～第９章）（案）における新旧対照表

資料３　介護保険給付に係る費用の見込み等について

資料４　介護用品支給事業の保健福祉事業への移行について

【参考資料】

参考資料１－１　７月 15 日大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会３部会合同開催での委員意見に対する回答 ≪計画への反映分≫

参考資料１－２　７月 15 日大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会３部会合同開催での委員意見に対する回答 ≪現状認識と方向性≫

参考資料２　基本指針（案）について　（新旧案）（市町村部分抜粋）

委員意見等

【議案１】

○議題１「次期「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」の策定について」事務局から資料１－１～資料２－２に基づき説明。

（主な意見等）

・通いの場の参加率について、大阪市は全国平均より高い結果である点を踏まえ、高水準となっている要因と、参加率の高さが介護予防に与える影響（検証結果の有無）を確認。

⇒（事務局より）本市では、百歳体操をはじめ、通いの場の充実・増加に向けた取組を継続して進めてきており、その結果として参加率が高くなっているものと考えている旨を回答。

・介護人材確保について、「確保できていない」とする割合が約５ポイント減少している点を踏まえ、改善の要因について可能な範囲で説明を求める意見。

⇒（事務局より）施策との因果関係の特定は難しいとしつつ、外国人介護人材を受入れている施設が増えていること、各施設が確保に向けた工夫・努力を重ねていることが要因として考えられる旨を回答。あわせて、大阪府等と連携した就職フェアの開催などにも取り組んでおり、こうした取組とも連携・協力するなど、引き続き介護人材の確保に努める旨を回答。

・第５章 48 ページの ACP の認知度について、「名前は知っているが内容は知らない」を含めて認知が広がっているとする整理の妥当性に疑問を示し、過去調査との比較による上昇幅、および他自治体との比較状況の提示を求める意見。

⇒（事務局より）「名前を知っているが内容を知らない」については、名前を知らなければ内容の理解にも至らないことから、「名前は知っているが内容は知らない」も含めて認知度としている旨を説明。前回（令和４年度）高齢者実態調査では、「名前も内容も知っている」3.1％、「名前は知っているが内容を知らない」5.6％で、合計 8.7％であった旨を回答。大阪府の 18 歳以上の男女を対象とした ACP の認知度の調査では、令和５年度は「よく知っている」2.4％、「聞いたことはあるが、よく知らない」8.7％で合計 11.1％、令和８年度は「よく知っている」3.8％、「聞いたことはあるが、よく知らない」9.4％で合計 13.1％であったこと、令和４年度の国の調査では「よく知っている」5.9％、「聞いたことはあるが、よく知らない」21.5％で合計 27.4％であった旨を回答。

・介護人材確保（資料２－１　122 ページ）について、外国人介護人材の増加により人

材確保は進んでいる一方で、施設側の「負担感」が大きい可能性を指摘。負担感の内訳（採用コスト・手続等の採用負担か、教育・定着支援等の受入れ負担か）を整理した上で、今後の負担軽減策（施策）の検討・実施方針を確認。

⇒（事務局より）外国人介護人材の採用では、マッチング後に来日し就労開始に至るまで一定の期間を要し、その点を負担と感じる声がある旨を説明。あわせて、採用経路により負担が異なり、ハローワーク等を通じた採用はコストを抑えられる一方、人材派遣会社等を通じた場合は 1 人当たり費用が高額となり負担感につながることがあると回答。本市としては、できるだけ多くの日本人にも介護の仕事に就いてもらえるよう、引き続き人材確保に向けた取組を進める旨を回答。

・介護人材確保について、現場では外国人介護人材の雇用が増えており、言語面等の課題はあるものの、就労意欲が高く夜勤等にも積極的という意見。一方で、本人のモチベーションと実際に担える業務とのギャップにより育成面で現場が苦慮していることや、外国人介護人材のマネジメント、日本人職員を含む多職種連携の中でのマネジメント力が課題という意見。そのため、施設においてマネジメントを担う人材の育成を進め、現状を踏まえた必要な支援策の検討につなげるべきという意見。あわせて、虐待に関する通報等の増加も踏まえ、指導力・マネジメント力の重要性を踏まえた対応を求める意見。

・要介護度別の認定状況について、大阪市は全国平均より認定率が高く（要支援：大阪市 20.7%／全国 14.5%、要介護：大阪市 3.0%／全国 1.6%）、その要因が生活環境等によるものか、介護サービス利用の多さ等の影響かなど、実態をどのように捉えているのか確認したいという意見。あわせて、介護保険料が全国平均より高い状況も踏まえ、支援・認定の運用について、より厳密な確認や見直しも必要ではないかという意見。

・介護分野における外国人介護人材の増加について、福祉局の所管にとどまらず、多文化共生等の観点から、市全体としての議論や連携の枠組みがあるのか確認したいという意見。

・福祉人材確保の記載に外国人介護人材の内容が十分に盛り込まれていない一方、外国人介護人材割合は増加しており、受入れ・定着に向けたマネジメント支援の強化が必要という意見。今後、育成就労制度等とも関わり一定期間就労する方の増加が見込まれる中、単なる労働力ではなく地域で生活する市民として位置付け、抜本的な支援を検討できないかという意見。

⇒（事務局より）外国人介護人材の受入れ増を踏まえ、大阪市社会福祉研修・情報セ

ンターにおいて、受入れ側（施設側）の職員を対象とした研修を開始している旨を回答。外国人介護人材を受け入れる背景理解等を含め、受入れ体制づくりに役立つ内容としており、今後も継続して取り組む方針を示した。

・社会参加の推進について、記載内容が介護予防ポイントの拡充により参加者を増やす趣旨に読める一方、インセンティブによる動機付けには限界があり、場合によっては参加意欲が低下する（アンダーマイニング効果）可能性もあるという意見。参加を安定的に広げるためには内発的動機付けを高める工夫が重要であり、本人の選択の余地、成長・達成感、活動の意義の理解等をプログラム設計に組み込む必要があるという意見。介護予防ポイント制度のみに依拠せず、こうした知見も踏まえた取組を計画に書き込めないか検討してほしいという要望。

・社会参加・ボランティア活動について、認知症の進行等により意欲が低下して参加しなくなる場合があるため、参加しなくなった方へのフォローも検討すべきという意見。意欲低下は一時的な変動の場合もある一方、精神的な疾患等が背景にある可能性もあることから、オレンジチーム等と連携し、来られなくなった方を支える視点を持つべきという意見。あわせて、こうした取組は将来的に身寄りのない高齢者支援にもつながり得るという意見。

・災害時対応について、避難所生活を送る高齢者にはADL低下、認知症の悪化、服薬管理の問題等の課題が生じ得るため、平時から独居高齢者を含め災害時の避難所生活を具体的に想定し、持参物品も含めた研修・訓練の内容や質を高め、いざというときに対応できる高齢者を増やす取組が必要という意見。
⇒（事務局より）災害時に支援が必要な方への対応として、介護事業所につながっている方のうち支援が必要な方に関し、事業所におけるBCP作成の機会等を捉え、個別避難計画の策定に当たっても協力を得られるよう、主に訪問系事業所を対象にチラシを作成し周知している旨を回答。

・事故報告の分析について、計画（または資料）に事故報告書の内容を分析する旨の記載があるが、どこで誰が分析し、どのようにフィードバックしているのか、体制（調整会議の有無等）を確認したいという質問。
⇒（事務局より）事業所から提出された事故報告書は事業者指導担当課で分析している旨を回答。あわせて、外部有識者の意見も踏まえるため、大阪公立大学の田垣氏に分析内容を示し、分析の視点やクロス集計の方法等について助言を得ながら、今年度分の事故報告の取りまとめを進めている旨を説明。フィードバックは集団指導等の機会を捉え、事故が起こりやすい場面等、予防に資する具体的事項を事業所へ

周知していく方針を示した。

・カスタマーハラスメント対応について、訪問系サービス等で深刻な事案も起きており、支援体制の強化が必要という意見

⇒（事務局より）本市では無料の弁護士相談等の相談窓口を設けている旨を説明。また、大阪府の取組内容の周知も行っていることに加え、国においてカスタマーハラスメントの具体事例や対応策に関する調査研究が進められており、基準等が整理され次第、その内容を事業者に周知していく方針を示した。

・DX 等による業務効率化について、85 歳以上の増加と生産年齢人口の減少が進む中、人手でしかできない業務とそれ以外を整理し、業務効率化を進める施策が重要であり、関連施策や取組状況を確認したいという質問。

⇒（事務局より）資料に記載のとおり、大阪府の補助制度を活用し、介護ロボット導入や ICT 活用の普及を促進していくことを施策として盛り込んでおり、引き続き取組を進めていく方針を示した。

・「高齢者が安心して希望する暮らしを続けられること」に関連し、在宅生活の捉え方について、在宅（自宅に限らず居宅型施設等を含む）での暮らしが本人の十分な選択に基づいているのかが課題という意見。退院時に介護認定等の手続に時間を要し、必要なサービスを受けられないまま「とりあえず」居宅型施設へ入居せざるを得ないケースもあり、本人の希望に沿った「安心できる居宅」につながっているのか確認したいという質問。あわせて、定期的な調査等の中で、本人が望む場所で生活できているかを把握する追跡調査を実施している場合は教えてほしいという質問。

⇒（事務局より）医療機関から住まいを探すタイミングで紹介事業者が介在するケースが指摘されており、国からも介護度により紹介料に差をつける等の不適切な取扱いは望ましくない旨が示され、有料老人ホーム指針等で対応が進められている旨を回答。本市でも退院時支援について、介護支援専門員協会や医療ソーシャルワーカー協会等と連携し、紹介事業者を介さず、身寄りのない方も含めて本人のニーズに合う生活スタイルを整理できるようガイドラインを作成しており、今後ケアマネジャーや施設等へ周知していく方針を示した。一方、入居後の追跡まで含めた把握は現時点で十分な仕組みがないとし、課題として受け止め、関係部署とも連携して今後検討していく考えを示した。

・「認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護」について、成年後見制度の記載を本項目に記載がないのではという指摘。併せて、認知症と成年後見制度との関係についても記載を検討されたいという意見。

・成年後見制度を記載する際には、市民後見についても検討されたいという意見。

⇒（事務局より）計画上は具体的取組として「67 ページ参照」と記載し、権利擁護施策の推進（67～69 ページ）を本項目の取組として位置付けている旨の回答。

・計画に用いる統計データについて、国勢調査の数値が９月末に公表される予定であるということであれば、可能な範囲で最新の数値を反映すべきとの意見があった。特に、高齢者の一人暮らしに関するデータが令和２年度の資料を継続して使用されており、３か年計画の最終年度が令和９年度となることを踏まえると古い数値に基づく検討となり得るため、最新値の反映を求める意見。あわせて、来年度春に設立・オープン予定の「大阪健康長寿科学センター」について期待が示され、取組内容を市民に伝えるため、より積極的な PR・周知に取り組むべきとの意見。

・「介護支援専門員の質の向上」（222 ページ）について、ケアマネスキルアップ事業が基準違反のない適正なケアプラン作成やチェックに重点が置かれているように見受けられる一方、ケアマネジャーの人材不足が深刻であることを踏まえ、ケアマネジャーを支援する観点の研修等も企画すべきではないかとの意見

⇒（事務局より）ケアマネスキルアップ事業は、介護支援専門員協会の協力も得ながら、各区の事業所から３年ごとにケアプランの提出を受け、利用者ごとのアセスメント時の留意点等について気づきを促す観点から内容を確認し、結果をフィードバックすることで、ケアマネージャーへの寄り添いと育成を目的に継続してきた旨の回答。また、介護保険料が全国１位となったことも踏まえ、従来のケアマネ育成・支援の目的を維持しつつ、介護給付費算定に必要な手続きが適切に行われているかという適正化の視点も加えて事業内容を再構築し、支援の要素を残しながら適正化も盛り込んだものとしている旨の回答。

・施設・サービスの目標について、今後さらに増える一方で、労働力の減少、さらに日本人人口の増加が見込まれない状況で、医療機能や介護も含め、大阪市として施設整備を増やすのか、介護の各種目標をどのように考えるのかを確認する意見。また、大阪市は地域差があることを踏まえ、計画策定に当たり地域特性を踏まえたデータ提示の可否や、地域別の目標設定の考え方、今後、４区に再編された場合について意見・質問。

⇒（事務局より）施設整備目標は、高齢者人口の伸びや実際の利用状況等を勘案し現在検討中である旨の回答。地域の偏在については、中心区と周辺区では用地の地価差が大きいため、整備が地価の低い地域、周辺地域になりがちという事情がある一方、大阪市は他都市と比べ密集した都市構造であるため、現時点では市全体を一つのエリアとして捉えて目標を立てており、整備目標・サービス目標量の設定にかかる統計上の把握は可能であり必要に応じて見ていく考えを示したうえで、現時点

で３年後までに「４つのエリアに分ける」ことは想定していない旨の回答。また、地域性等の分析について意見があった一方、本計画は大阪市の計画であり、地域別の内容を計画に載せることはできない点について理解を求める回答。

【報告事項１】、【報告事項２】

○報告事項１「介護保険給付に係る費用の見込み等について」、報告事項２「介護用品支給事業の保健福祉事業への移行について」について事務局から資料３、４に基づき説明。

（主な意見等）

・特になし